OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	公的部門における法律専門家 : フランスにおけるその養成と役割
Author(s)	北村, 和生
Citation	阪大法学. 2014, 63(5), p. 287-307
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67991
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

公的部門における法律専門家
——フランスにおけるその養成と役割——

北村和生

一　はじめに

本稿は、二〇一二年一二月八日に大阪大学で開催された国際シンポジウム「公的部門における法律専門家」での配布資料として作成した原稿を基にして、フランスにおいて、法律専門家（いわゆる法曹以外の者も含む）が、行政機関等の公的部門においてどのような役割を果たし、実務研修を含めて、その養成がどのように行われているかを、整理するものである。本稿は、フランスで行ったインタビュー等の調査に基づくものであり、フランスでの調査においては、多くのフランスの法曹や大学関係者らから協力を賜ることができた。ここに記して謝意を示したい。(1) また、筆者がインタビュー等による実態調査に必ずしも習熟していないことや、語学力や知識の不足により誤解をしている点があるかもしれないが、その責任はすべて筆者にある。

さて、フランスはわが国の司法改革において法曹数のモデルとされたこともあるが、(2) その司法制度や法曹の養成のシステムは、わが国のそれとは大きく異なっている。既にわが国でも多くの論攷で紹介されていることではある

（阪大法学）63（5-287）1683〔2014. 1〕

が、本稿の理解に必要な限りで、まずは法曹養成制度を中心にフランスとわが国の違いを示し、二以降の前提となる点を確認しておくこととする。(3)

（1）フランスの司法制度

フランスの司法制度はわが国と異なり、二元的な裁判制度を有している。すなわち、戦前のわが国と同様に、通常の刑事事件や民事事件を扱う司法裁判所と行政事件を扱う行政裁判所がそれぞれ独立した系統を有している。司法裁判所は、破毀院（Cour de cassation）を頂点として、その下に控訴院（Cour d'appel）等の下級裁判所が設置されている（刑事裁判か民事裁判かでさらに細かく分かれる）。行政裁判所は、コンセイユデタ（Cconseil d'Etat）を頂点に、次に行政控訴裁判所（Cour administrative d'appel）、さらにその下には行政裁判所（Tribunal administratif）が置かれている。その他にそれぞれの系統に様々な特別な裁判所が存在する。

上記の裁判所の他に、後にも触れることがあるが、憲法問題を扱う憲法院（Conseil constitutionnel）や行政裁判所と司法裁判所の管轄が争いになった事件を扱う、権限争議裁判所（Tribunal des conflits）がある。

（2）フランスの法曹養成制度

フランスの法曹養成制度は、法曹二元のシステムが採られており、裁判官と検察官を意味する司法官（magistrat）と弁護士（avocat）は異なる養成制度が採られている。まず注意すべきは、ここで述べる裁判官には、通常、行政裁判所の裁判官は含まれていないということである。行政裁判官の養成は別のルートで行われることとなる。その意味では法曹三元と考えられないこともないが、行政裁判官の実数は比較的少ないことや、その職務の特性からも、行政裁判官の養成が独自の法曹養成制度として取り上げられることはあまりない（以下では、特に断らない限り、行政裁判所の裁判官を意味する場合は「行政裁判官」と呼び、司法裁判所の裁判官を指す場合は単に

「裁判官」と呼ぶ）。また、養成制度自体は別になっているが、後でも触れるように裁判官から弁護士に、裁判官から行政裁判官に、あるいは行政裁判官から弁護士にそれぞれ転身するという例は見られるのであり、たとえ法曹二元制度といっても、それぞれの職種にまったく交流が存在していないというわけではない。

以下では、弁護士、司法官、行政裁判官の養成制度を簡単に紹介する。(4)

①弁護士

フランスにおいて、弁護士になるためには、弁護士会が控訴院の所在地に設置している、各地域圏の弁護士養成学校（Centres Régionaux de la Formation Professionnelle des Avocats, CRFPA）において、修習を受けなければならない。ＣＲＦＰＡに入学するためには、大学で司法教育研究所（Instituts d'Etudes Judiciares, IEJ）に登録し、ＣＲＦＰＡに入学する試験に合格しなければならない。ＣＲＦＰＡに入学するための試験が、少なくとも弁護士を希望する者にとっては、わが国の司法試験に該当すると考えられる（司法官を希望する者にとっては次に触れるＥＮＭの入学試験がわが国の司法試験に該当するであろう）。一年半の研修を受け、所定の試験に合格し、弁護士適格証明書（certificate d'aptitude professionnele des avocats, CAPA）を交付されると、弁護士となることができる。ＣＲＦＰＡとしては、パリ控訴院に対応する弁護士養成学校（Ecole de Formation professionnelle des Barreaux de la Cour d'Appel de Paris, EFB）が最大の規模を有している。(5) ＥＦＢは、年間約一二五〇人から一五〇〇人の修習生を抱えている。

②司法官

裁判官や検察官といった司法官になるためには、司法省の国立司法学院（Ecole Nationale de la Magistrature, ENM）に入学する必要がある。入学試験の種類は三種類あるが、ＣＲＦＰＡと異なり、難関の競争試験と考えら

れている。入学を許可される修習生は年間百数十名である。

ＥＮＭでの修習期間は約二年半で、弁護士の養成よりも長期間であり、教育レベルも比較的高いと考えられている。二〇一一年に行った大学関係者に対する聞き取りでは、ＣＲＦＰＡのレベルはかつてよりは改善されているものの、ＥＮＭのレベルには到達していないとする指摘が聞かれた。したがって、フランスでは、弁護士の養成と司法官の養成に質的な格差があるとの見解もあり、法曹二元の養成制度は維持しながら、少なくとも初期研修については一定程度両者を共通化すべきではないかとの指摘も同じく聞かれた。

③行政裁判官(6)

行政裁判官も司法官と呼ばれることがあるが、裁判官らと異なる国家公務員の一種である。したがって、裁判官と同様の独立性が保障されているかといった点については、一定の議論が見られる(7)。

コンセイユデタの初任時の等級である傍聴官（auditeur）は、他の高級官僚と同様に、国立行政学院（Ecole nationale d'administration, ENA）の卒業生から選任される(8)。行政裁判所や行政控訴裁判所の行政裁判官も原則としてＥＮＡから選任される(9)。しかし、増加する行政事件を担当する行政裁判官をすべてＥＮＡ出身者で賄うことはできないため、通常の行政機関からの出向（détachment）の他、一定の要件を充足する公務員や裁判官からの選任といった、ＥＮＡ以外のルートからの選任も認められている(10)。なお、コンセイユデタ所属の行政裁判官と行政裁判所や行政控訴裁判所所属の行政裁判官は所属する職団が別とされている。

二　大学やパリ政治学院における実務研修

法曹についての実務研修に入る前に、大学等の教育機関における実務研修（stage formation）について見ておく

べきであろう。(11)

（1）フランスの大学における実務研修

フランスの大学にも実務研修は存在するし、例えば、マスターの第二学年の段階で、行政機関や民間企業で実務研修を受けることになる。(12) パリ第一大学での聞き取り調査では、これらの実務研修は、その後の学生の進路に特に影響はないとのことであった。公的部門での実務研修については、公務員となる学生についても同じであり、直接的な影響はないようである。公務員になる学生は、結局は、わが国と同じく、公務員試験を通過するかどうかが問題となるのであり、大学在学中に国の行政機関や地方公共団体で実務研修を受けたかどうかは、当該学生の進路にはあまり影響はないとのことであった。

いずれにせよ、フランスの大学の法学部やあるいはマスターコースであっても、わが国の法科大学院やあるいは本研究において比較対象となっている、ドイツの大学法学部やアメリカのロースクールとはその性格がかなり異なる。フランスの大学は、基本的に、わが国の法学部のような地位にあるのであり、法曹となる学生は、全学生数からは必ずしも多くはない。したがって、わが国の法科大学院との比較対象としては、適切とは言えないかもしれない。むしろ、本研究での比較対象としては、新しい教育機関ではあるが、次に見るパリ政治学院が適切であろう。

（2）パリ政治学院（Institut d'Etudes Politiques de Paris）ロースクールにおける実務研修

パリ政治学院は、通称シアンスポ（Sciences Po）と呼ばれ、フランスの高等専門教育機関（Grandes Écoles）のひとつである。高級官僚を養成するために創設され、最難関とされる高等専門教育機関であるＥＮＡに多くの卒業生を輩出していることで著名である。(13) シアンスポは、したがって、官僚や行政裁判官の養成に大きな役割を果たしてきたが、弁護士や裁判官といった法曹については、必ずしも大きな役割を果たしてきたとは考えられてこなかった。

しかし、近年になって、シアンスポは、ロースクール（Ecole de Droit de Sciences Po）を設立した。同ロースクールを卒業した学生は、ＥＮＭやＣＲＦＰＡの入所試験を受けることができる。これらの試験は上で見たように実質的にはわが国の司法試験にあたるものであり、同ロースクールは、設置時期も含めて、ほぼわが国の法科大学院に該当する位置にあると考えることもできよう。シアンスポの卒業生は、例えば、難関のＥＮＭ入所試験において、大学法学部出身者の平均よりも高い合格率を示している。

また、シアンスポのロースクールの教育システムは、後に見るように、アメリカのロースクールにインスパイアされたものであると考えられる。その意味では、教育内容においても、少なくとも理念的には、シアンスポのロースクールはわが国の法科大学院とも一定の類似性を有するのであり、比較の対象として適切と考えられる。以下では、聞き取り調査に基づいて、シアンスポのロースクールの実務研修について紹介することとする。(14)

①シアンスポのロースクールにおける教育

シアンスポのロースクールは、総学生数は二八〇名程度である（一学年は一〇〇名程度）。わが国の法科大学院と同じく、いわゆる法学未修者が含まれる。入学資格として法律を専門的に学習したことが要求されないからである。わが国と異なり、入学者は法学未修者かどうかで異なるコースに入るわけではない。講義方法は、教員による一方的な講義（cours magistral）ではなく、二〇ないし三〇人程度の少人数による双方向的な（interactif）講義が行われているとのことであった。イメージとしてはアメリカ型のロースクールを彷彿とさせる講義形態であり、わが国の法科大学院との類似性が指摘できるであろう。聞き取り調査においても、アメリカのロースクールを意識したものであることが示された。また、教員にはわが国の法科大学院と同じく、実務家教員と研究者教員が見られるとのことである。

わが国の法科大学院では法学未修者と法学既修者の学力差が問題とされることがあるが、聞き取り調査では、シアンスポにおいては特に問題は生じていないとのことであった。一般的に、学生の約二〇％は、卒業時によい成績を修めている、ただし、全体の約一五％の学生はやや苦労しているとのことであった。

シアンスポのロースクール修了後、多くの学生はＥＮＭやＣＲＦＰＡの入所試験を受けることになる。それ以外にも、民間企業やあるいは公務員になる修了生も見られるとのことであった。公務員については、例として、警察等に就職した学生がいたとのことであった。

②シアンスポのロースクールにおける実務研修

シアンスポのロースクールにおいても実務研修は行われている。(15) 外国での研修もあり、その他に、通常の実務研修が一定の時期に義務付けられている。

同ロースクールの学生が実務研修を受けるのは、民間企業や弁護士事務所、行政機関等が見られるが、これらは大学と同様である。司法官を目指す学生は司法裁判所での研修を選択することが多いとされる。一方で、行政機関といった公的部門での実務研修は行われるが、それほど多くはない。その理由は二つあるとされる。第一に、同ロースクールの学生はそれほど行政機関での研修に興味を持っていないことである。その背景には、彼らの多くは法曹または民間企業に就職するものが多く、行政機関への就職を考えているものが少ないからであろう。第二の理由は、経済的な理由である。経済的な理由とは、実務研修中の学生は、法の定めにより、給与が支給されるが、行政機関はそれほど研修生向けの予算措置がとられているわけではないので、充分な給与の支給ができないからであるということであった。それに引き替え、民間企業や大きな法律事務所での研修であれば、充分な給与が支払われるから人気が高いとされた。もっとも、予算が不足するのは司法裁判所も同様であるが、司法官を希望する学生は、破毀

院を含む司法裁判所での実務研修を受講するとされる。

これらの実務研修で、例えば著名な法律事務所で研修を行ったことは、アメリカのロースクールのように、その後の就職において有利に働くとのことであった。というのは、履歴書（ＣＶ）にどの事務所で研修を受けたかは記載されるからである。また、研修を受けた法律事務所等にその後就職することもありうるとされる。実務研修は、研修中に学生を担当する研修担当者（maître de stage）によって管理される。実務研修の成績は評価表に記載される。聞き取り調査で聞いた限りでは五段階程度の評価が行われるとのことであった。

以上のように、シアンスポのロースクールでの実務研修は、法曹となる者については、その後の進路と関連はあるが、公的部門での実務研修についてはその後の進路とは特に結びつきはないようである。

三　弁護士、公務員

本項では、弁護士の実務研修と公的部門の関係を紹介し、さらに、弁護士の問題に限らないが、フランスの公的部門の法律専門家の状況について、公務員の研修も含めて、今回の調査で得られた知見を整理する。

（1）ＥＦＢでの研修

弁護士の研修は上で見たように、継続的研修（formation continue）も初期研修（formation initiale）もいずれもＣＲＦＰＡで行われる。なお、筆者が調査対象としたのはパリのＥＦＢのみで、パリ以外のＣＲＦＰＡについては調査を行っていないことをお断りしておく。(16)

ＥＦＢでは、初期研修として、弁護士事務所での研修やＥＦＢでの研修が行われる。(17) まず、ＥＦＢでの初期研修は、六ヶ月間で、行政法や行政訴訟に関する研修としては「弁護士と行政訴訟（L'avocat et le process administratif）」

という研修が行われている。研修期間は三日間（一八時間）で、越権訴訟や行政賠償責任、急速審理手続を学ぶとされる。三日間程度の研修で行政訴訟の理解のために十分な期間と言えるかという点について、筆者は、担当教員やＥＦＢの責任者でもある弁護士の双方に質問したが、いずれの回答も三日間で十分であるというものであった。その理由は、ＥＦＢに入所している学生は、既に学部やマスターコース等で五年程度の法律学を学んでおり、公法も学んでいるから基礎的な知識は備えているからであるということであった。研修内容は実務的な書類の作成等が中心であり、また、行政訴訟に特に興味を持っている学生は全体の一割程度ではないかとのことであった。

ＥＦＢでの研修の後、公的部門を含めて、外部で行われる実務研修として、個別研修計画（Projet Pédagogique Individuel, PPI）との名称の研修が、六ヶ月間行われる。[18] ＰＰＩにおいては、修習生は研修先を選択して研修に向かうが、研修先は国の行政機関や独立行政機関及び、地方公共団体が見られる。その他には、民間企業や、外国の機関も含まれている。さらに、後述するＥＮＭでの研修もありうる。

（２）公的部門における弁護士

①公的部門での組織内弁護士について

まず、本研究の比較対象となっているアメリカやドイツ、さらにはわが国と異なり、フランスにおいては、弁護士の倫理規定上、企業内弁護士（avocats en entreprise）は認められていないとのことであった。したがって、弁護士が弁護士としての資格を有しながら企業内で活動するという、インハウスローヤーや組織内弁護士としての活動はフランスでは認められていないとのことであった。そして、このような制約は、民間企業だけではなく、国の行政機関や地方公共団体といった公的部門においても変わりはない。ＥＦＢでの聞き取り調査の際には、パリのような都市部の弁護士からは、このような規制の緩和が求められているが、地方の弁護士を中心として、弁護士の中に

は反対意見も強いとの指摘が聞かれた。また、パリ第一大学での聞き取り調査においても、司法制度を専門とする学者の中にも、このような規制を緩和して、企業内弁護士を認めることに対しては消極的な評価が見られるとのことであった。一方で、実業界や都市部の弁護士からは、規制の緩和ないし撤廃が強く求められているようである。いずれにせよ、筆者が調査を行った時点では、このような組織内弁護士としての活動は、たとえ公的な部門であっても認められていないとのことであった。したがって、弁護士が企業や公的部門に入るためにはいったん弁護士の身分を離れることが必要となる。

②行政訴訟とフランスの弁護士

筆者が行った調査で聞き取りを行った弁護士の見解では、フランスでは、行政訴訟や行政法上の問題について、必ずしも多くの弁護士が扱ってきたわけではなく、また興味を持つ弁護士が多くなかったからであるということであった。さらにいえば、小規模な地方公共団体に関する場合には弁護士報酬の問題もあったとの指摘も聞かれた。もちろん、税法関連事件や、わが国であれば入管事件に該当する外国人に関する訴訟は、従来から多く、後者の問題については専門的に扱う弁護士事務所も見られるとのことであった(19)。しかし、一般的には、多くの弁護士が行政事件を数多く扱っていたというわけではないとのことである。また、行政事件については弁護士の能力も多様であり、行政法や行政訴訟に慣れていない弁護士も見られたとのことであった。

しかしながら、近年になって状況は変化しているとのことである。というのも、フランスでもわが国と同じく、弁護士数が増加し、職域の拡大が必要となっていることから、行政訴訟を弁護士が積極的に扱う傾向が見られるとのことであった。

（3）公的部門における法律専門家

以上のように、フランスでは公的部門の内部で活動する弁護士はそれほど多くはないということになるが、それでは、国や地方公共団体で訴訟への対応や様々な行政活動の適法性の判断といった法的諸問題の解決にあたっているのは誰なのであろうか。今回の筆者が行った、フランスでの聞き取り調査による限りは、それは、第一次的には、大学の法学部等を卒業して、通常の公務員試験を合格して公務員となり、各地方公共団体の法務部門（service juridique）[20]に属する公務員であるとのことであった。同様の指摘は、ミディピレネー地区の地方公務員研修機関であるCNFPT（Centre national de la fonction publique territoriale）での聞き取り調査でも聞くことができた[21]。また、CNFPTでの聞き取り調査では、近年、地方公共団体でも、法的な知識を要する案件は増加しており、各地方公共団体では法律専門家（jurist）の採用が増加しているとの指摘を同時に聞くこともできた[22]。他方、公的部門の内部で法的な問題の解決にあたる専門家は、第二次的には、出向している司法官が考えられるが、司法官については次項で詳細を見ることとしたい。

フランスにおいては行政裁判所での訴訟においては、コンセイユデタや破毀院は別だが、通常、弁護士強制の制度はとられていない。したがって、例えば、地方公共団体が、越権訴訟等（わが国の取消訴訟にあたる）の訴訟を提起された場合、応訴することとなるが、このような場合、必ずしも弁護士を介在させずに、法務部門等の通常の公務員が訴訟への実質的な対応を行うことができる。上で見たように近年の状況を別とすれば、弁護士自らの行政法や行政訴訟に関する関心や能力も必ずしも高いとは言えないことからも、実務的にはこのような対応となっているのであろうとのことであった。行政裁判所裁判官の経験を持つ弁護士からも、法曹有資格者ではない公務員が作成する訴訟関連の書面等は適切なもので、少なくとも在職中の経験からは、特に問題があったことはないとされた

（フランスの行政訴訟は書面審理が中心である）。例外的なのは、わが国の行政訴訟であれば仮の権利救済に該当する急速審理（référé administratif）の場合で、急速審理の場合には弁護士が介在することが多いとのことであった。急速審理においては、訴訟と異なり、書面審理が中心となるわけではないからではないかとの指摘が聞かれた。

上で見たような事情は、パリ市のような大規模な地方公共団体で、法務部門に潤沢なスタッフがいるという状況であれば、ありうるであろうが、フランスにおいては多数の小規模市町村が存在する。これらの小規模な市町村には、法務部門が整備されていないか、充分なスタッフがいないことも多い。したがって、これらの小規模市町村では訴訟等においては弁護士に頼ることになり、現在、これらの市町村での業務は職域拡大を目的とする弁護士らから注目されているとのことであった。

また、弁護士が公的な部門での活動を行う場合、訴訟だけではなく、日常的な業務についての助言を行うこともある。さらに、国や地方公共団体が、公役務の特許（concession du service public）や大規模な公共事業等を行う場合には、法的な専門家に契約締結等での助言を受けるといった、コンサルタント的な役割を求めることがある。このようなコンサルタント的な弁護士の活用は、国や大規模な地方公共団体においても見られるとのことであった。法務部門等で働く公務員は、やはりゼネラリストとしての性格が認められることから、専門性が高い分野や先端的な領域では外部の専門家に頼る必要があるからであり、また、事業の性格によっては、行政組織上の理由から外部の専門家に依拠することもあるとのことであった[23]。

（4）公務員への研修

最後に、公務員への研修についてだが、これらについては、既に別稿によって紹介されていることから[24]、詳細はそちらに委ね、本稿では簡単に触れるにとどめる。

フランスの公務員に対する研修の特色のひとつとして、研修機関が整備されていることが挙げられる。各行政活動の分野に応じて、それぞれ研修機関が存在し、それぞれ初期研修や継続研修を実施する。研修機関は多数見られるが、公役務研修機関ネット（Le réseau des Ecoles de Service Public, RESP）によると、ＥＮＭやＥＮＡを含めて、三九機関が挙げられている。[25] これらのうち、刑事施設で働く公務員に対する研修を行う、国立刑事施設学校（L'école nationale d'administration pénitentiaire, ENAP）での研修については、トゥールーズ第一大学で、その概要について聞くことができた。やはり、初期研修と継続研修があり、いずれについても法的な知識についての研修は行われているとのことであった。やはり、刑事施設に関する刑事法等の研修が行われており、シミュレーション等による実務的な研修が行われているとのことであった。その他、地方公共団体の公務員については、既に取り上げたＣＮＦＰＴでも研修が行われている。

四　司法官

上で見たように、裁判官や検察官といった司法官の養成を行うのは、ＥＮＭである。ＥＮＭの研修には、初期研修と継続研修がある。ＥＮＭは、主として、ボルドー校で初期研修を行い、パリ校で継続研修を行っている。筆者は、二〇一二年三月にパリのＥＮＭを訪れ、聞き取り調査を行った。[26] 以下、調査時の聞き取りにもとづいて、公的部門における司法官の採用と司法官の養成における研修につき整理する。

（1）公的部門で活動する司法官

まず、司法官が、裁判所等の司法機関を除く、行政機関等の公的部門で働くことがあるかどうかについて、聞き取りを行った。筆者がＥＮＭで行った聞き取りによると、司法官が公的部門において働くことは珍しくないという

ことであった。司法官は、ＥＮＭを修了した後は裁判官等の職団（corps）に所属することになり、一定期間は裁判官や検察官といった司法官としての活動を行うことが義務付けられる。しかし、その後は、国や地方公共団体といった公的部門で活動することがある。以下のような形態が見られるとのことであった。[27]

①出向（détachment）による場合

司法官が、出向として司法官の職団に属したままで、公的部門において活動することがありうる。[28]この場合、司法官としての身分を失わないが、通常の公務員として働くことになる。

出向して活動する司法官がどのような行政機関で働くかについては、特に限られた分野というわけではなく、国家行政機関のすべての領域であるということであった。聞き取り調査では、具体例として、出向先として警察行政、副知事（sous préfet）等の県（préfecture）の行政機関（フランスにおける県知事や副知事は国の行政機関である）、税関、行政裁判官、財務省や財務監察官（inspecteur de finance）や国防省も挙げられていた。[29]また、地方公共団体にも出向する司法官が見られるが、国の行政機関に比べてかなり少ないということであった。もっとも、パリ市に代表されるような大規模な地方公共団体には、一定数の司法官が出向として所属しているということであった。また、国際機関や国の行政機関の中でも審議会等の独立性の高い機関に出向する場合も認められるとのことであった。

これらの行政機関で出向している司法官が具体的にどのような職務を果たしているかについては、必ずしも一義的に決まっているものではなく、場合に応じて様々であるということであった。しかしながら、出向している司法官が担当するのは、必ずしも法律専門知識が要求される職務（例えば訴訟に関する事務）に限定されていないのであり、出向している司法官が所属するのは、いわゆる法務部門に限られず、通常の行政官と同じ扱いを受けるということであった。

②休職（disponibilité）による場合

休職においては、司法官は一時的に司法官の職団を離れることになる。司法官は、この場合裁判所に許可を受けた上で最大一〇年間司法官職団を離れ、期間の経過後は司法官の職団に復帰することができるとされる。

フランスは法曹二元の国だが、休職中の司法官は、弁護士として活動することもありうる。この場合、弁護士としての活動が順調であれば弁護士としての活動を継続し、順調でなければ司法官に復帰するというケースが見られるとのことであった。司法官の中には、休職中民間企業で働くこともあり、民間企業の例としては、例えば、大規模な銀行や高級ブランドメーカーが見られるとのことであった。

（2）司法官の養成と実務研修

ＥＮＭでは初期研修と継続研修の両方が行われている。これらの研修には、行政機関等の公的部門での実務研修が含まれている。

①公的部門での実務研修と初期研修

ＥＮＭに入所を認められた修習生は、ＥＮＭで初期研修を受ける。[30] 初期研修の期間は二年半に及び、その間、ＥＮＭでの理論的な研修も行われる。ＥＮＭでの研修内容は基本的に実務的なものであり、シミュレーションやケーススメソッド等の手法が使われる。また、裁判官の倫理面に関する研修が重視されている。さらに、日本の司法修習と同様に、弁護士事務所や各裁判所や刑事司法施設等での研修を受けることになる。弁護士研修は二一週間であり、裁判所での研修は三六週間である。

本研究の立場からは、ＥＮＭの初期研修で行われる外部研修（stage extérieur）がどのような内容かが主要な関心事となろう。外部研修は、二年半に及ぶ研修期間の最後に近い時期に実施され、外国の裁判所や行政機関等で行

われる国外外部研修（stage extérieur à l'étranger）（四週間）の他に[31]、国内の国の行政機関や地方公共団体あるいは民間企業に修習生を派遣する外部研修（五週間）がある。いずれの研修も修習生には受講が義務づけられている。

裁判所以外での行政機関や民間企業での研修の目的は、どのようなものか、聞き取りではふたつの目的があるとされた。第一に、研修先となる行政機関や例えば刑事施設・警察についての知見を得ることである。すなわち、裁判官が様々な事件を扱う際のバックグラウンドの知識を得るためということと考えられる。第二に、異なる組織の精神的風土や文化を知ることにより、多様な現実を理解することができるようにするためであるとされた。第二の点は、言わば「視野を広げる」ためということと考えられる。フランスでは宗教的にも文化的にも非常に多様な国民（あるいは外国人）が司法の対象となることから、このような研修が必要とされているとのことであった。いずれにせよ、二年半に及ぶ初期研修期間のうち五週間の外部研修では、例えば行政機関の詳細なしくみや法的問題点を理解するためには充分な期間とは言い難く、このような一般的な目的が想定されているのであろう。

②公的部門での実務研修と継続研修

初期研修を終え裁判官等になった後にも、司法官に対しては継続研修が実施される。継続研修は司法官の知識等をブラッシュアップすることを目的として行われている。継続研修は二〇〇七年に義務化され、全司法官がパリで毎年継続研修を受講することが義務付けられている。もっとも義務化されているとはいえ、裁判官の独立性の尊重を考慮して、その義務違反には少なくとも現時点ではサンクションは決められておらず、出席者は全司法官の七～八割程度とのことであった。控訴院や地方の検察庁のトップといった上級の司法官に欠席者が目立つとのことであった。また、分散型継続研修（formation continue déconcentrée, FCD）と呼ばれる継続研修もあり、地方に勤務する司法官が、パリへの移動やパリに滞在する手間を省くため、地方で継続研修を受けることも可能である。

継続研修は、二〇一一年度の継続研修のパンフレットによると、八つのテーマが設定されており、例えば、経済生活（vie économique）や国際法や刑事司法等の様々な実務的な問題を扱い、それぞれに実務研修（stage）も含まれる。中には、コンセイユデタや国民議会といった公的部門での実務研修を含む「司法の行政（administration de la justice）」という継続研修も含まれる。このタイプの継続研修は、コンセイユデタ等での研修を含んではいるが、司法官が公的部門で活動することや公的部門に関する法的な知見を獲得することが目的というわけではなく、予算の管理や組合との交渉、中央官庁との調整といった組織運営のノウハウを学ぶための、いわゆる司法行政に関する研修であるとのことであった。司法官は例えばその裁判官としての職務を行う上では優秀であっても組織を管理する場合には異なる能力が必要とされ、それを獲得するための場であるということであった。

③その他

上記のような制度化された研修にとどまらず重要な法改正に関わって、これらとは別の研修の機会がおかれることがある。公法に関わる最近の例を挙げよう。フランスでは二〇〇八年に憲法が改正され、これまでは認められてこなかった、事後的な違憲判断審査制度が一定程度導入された。通常、優先的憲法問題（Question Prioritaire de Constitutionalite）の略語でＱＰＣ呼ばれる。[32] 本稿では、ＱＰＣの制度の詳細には立ち入らないが、ＱＰＣにおいて、憲法問題を憲法院に付託するためには、下級審の裁判官とコンセイユデタまたは破毀院がフィルターとして事件を選別する役割を果たすことになる。しかし、ＱＰＣがフランスでは新しい制度であることや、あるいは、憲法は必ずしも司法官や弁護士等の通常の法曹養成システムにおいては、それほど扱われることがないことも影響しているのであろうが（ＥＮＭ入所以前には学習しているはずであるが）、ＥＮＭでは弁護士会や憲法院とともに、ＱＰＣに関するシンポジウムを開催し、さらに、司法官等が研修する機会を複数回設けた。さらに、ＥＮＭでは、ＱＰＣ

についてのイー・ラーニングによる研修や研修用ＤＶＤの作成・配布も行ったとのことであった。

五　おわりに

フランスの状況は、筆者の理解したところでは、やや単純化のおそれはあるものの、以下のようにまとめることができるであろう。すなわち、公的部門での法的な専門家は、通常の公務員試験を突破してきた法務部門の公務員である。次に、国の行政機関や大規模な地方公共団体では、司法官が含まれる。国の機関や大規模な公共企業に関わる場合には、コンセイユデタの構成員ということも考えられよう。そして、小規模な市町村等であれば、上記の存在に加えて、弁護士が一定の役割を果たしていると考えられる。

本研究においては、行政実務への調査は行うことができていないため、確定的な指摘を行うことはできないが、法曹資格を有しない通常の公務員が法的な問題の対処にあたるのが原則であるというフランスの状況はわが国と類似しているのではないかと考えられる。しかしながら、フランスにおいても、弁護士の増加により、地方行政のような公的部門への弁護士の進出が見られるようであり、これらの点も含めて、今後は、わが国とのより実態に即した比較研究が必要となろう。

（1）フランスでの聞き取り調査は二〇一一年三月（第一回）と二〇一二年三月（第二回）の二回行い、本稿は調査時の聞き取りに応じてまとめ、二〇一二年一二月のシンポジウムにおいて報告したものである。そのため、本稿においては、その後の制度の変更等については充分にフォローができていない。

（2）司法制度改革審議会報告書による。以下、参照。http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-3.html

（3）フランスの司法制度については、滝沢正『フランス法〔第４版〕』（三省堂、二〇一〇年）一七九頁以下参照。また、法曹についても、同書二一四頁以下参照。

（4）フランスの法曹養成制度の紹介として、上石奈緒「フランスの法曹養成制度」日本弁護士連合会法曹養成対策室報五号（二〇一二年）二一頁以下、同「フランス弁護士制度の概要」ロースクール研究一九号（二〇一二年）一〇二頁以下が、詳細な紹介を行っている。その他、横山美香「フランス法曹養成度についての調査報告書」（http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/2007suisin_prog/pdf/french.pdf）、山本元（協力イザベル・ジロドゥ）「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」慶應法学一二号（二〇一〇年）二八七頁以下も参照。

（5）ＥＦＢのカリキュラムやＣＡＰＡの詳細については、ＥＦＢのホームページが詳しい。以下、参照。http://www.efb.fr/

（6）Voir C. Broydel, *Contentieux administratif,* 2011, p. 24 et s. その他、司法研修所編『フランスにおける行政裁判制度の研究』（法曹会、一九九八年）六五頁以下。

（7）行政裁判官の独立について、上野妙実子編著『フランス憲法と統治構造』（中央大学出版部、二〇一一年）一九六頁〔上野妙実子担当〕。

（8）行政裁判所法典（Code de justice administrative, CJA）L. 133-6による。

（9）ＣＪＡのL. 233-2による。

（10）ＣＪＡのL. 233-3以下参照。

（11）パリ第一大学やトゥールーズ第一大学で聞き取り調査を行った。

（12）Master 2 professionnel においては、実務研修は義務的なものとされているとのことであった。

（13）滝沢・前掲書二三三頁。

（14）シアンスポの聞き取り調査では、教育関係の責任者（Responsable pédagogique）に対応いただき（第二回調査）、また、同ロースクールの教授からも調査に協力いただいた（第一回調査）。

（15）シアンスポのロースクールにおける教育課程と実務研修の時期については、以下のサイト参照。http://master.sciences-po.fr/droit/content/enseignements

（16）ＥＦＢでは、ＥＦＢの所長（Directeur）である弁護士にご協力いただいた（第一回調査）。また、シアンスポやＥＦＢでの講義も担当され、コンセイユデタ裁判官の経験もある弁護士教員には第一回調査と第二回調査いずれもお会い

し調査にご協力いただいた。

(17) 研修内容については、弁護士会の修習生ガイド（Guide de l'élève avocat）の二〇一一―二〇一二年度版を参考としている。

(18) ＰＰＩについては、ＥＦＢのホームページ参照。http://www.efb.fr/EC-deroulement-scolarite.php

(19) 弁護士の実感としては、行政訴訟の半分程度が入管事件と感じられるほどであるとのことであった。また、シャルル・ドゴール国際空港のあるロワシーなどでの事件が多いとのことであった。もっとも、このような感想は実務家の感覚であって実数はそれほど多いわけではない。Voir Conseil d'Etat, *Rapport public 2012*, p 34 et s.

(20) 今回の調査ではこれらの法務部門への聞き取り調査はすることはできていないため、これらは弁護士らからの聞き取りによる指摘である。

(21) ＣＮＦＰＴは、地方公務員に対する研修等を提供する組織であり、フランスの各地方に設置されている。浦中千佳央京都産業大学准教授のご尽力により、第二回調査の際、ミディピレネー地区のＣＮＦＰＴを訪れることができた。

(22) 本稿で「法律専門家」とは、法曹有資格者ではなく、法学部や法学のマスターコースを経て公務員となった者のことを意味する。

(23) インタビューでは、行政組織上の問題として、組織内部での事業部門と法務部門との関係といった点が指摘された。

(24) 参照、浦中千佳央「フランス公的部門における職員採用と法律分野でのその養成」阪大法学六三巻二号（二〇一三年）六七九頁以下。

(25) http://www.resp-fr.org/index.php

(26) ＥＮＭでの聞き取り調査では、継続研修等を担当するＥＮＭ副所長（Directeur adjoint）にご協力いただいた（第二回調査）。

(27) 行政裁判官について、司法研修所編・前掲書七八頁参照。

(28) あるいは派遣（mise à disposition）によることもある。派遣による場合と出向による場合の違いは、給与の負担者の違いであり、派遣においては派遣元が給与を支払い、出向においては出向先が給与を負担するとのことであった。

(29) 参照、浦中・前掲論文六八一頁。

(30) ＥＮＭでの研修についてはホームページに掲載されている修習生向けのパンフレット（PROGRAMME PÉDAGOGIQUE）参照（http://www.enm.justice.fr/_uses/lib/5762/Programme_pedagogique_2011.pdf）。初期研修の経過は同パンフレットの三六頁に整理されている。筆者が参照し、また、ＥＮＭでの調査において入手した各種の研修に関するパンフレット類はいずれも二〇一一年度のものである。

(31) 国外外部研修では修習生の語学力の有無がやはり問題になるとのことであった。また、日本の裁判所へ派遣することもあるとのことであった。

(32) ＱＰＣについては多数の文献が見られるが、さしあたり、辻村みよ子『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』（有信堂、二〇一〇年）一三一頁以下、今関源成「フランス憲法院への事後審査制導入――優先的憲法問題（Question Prioritaire de Constitutionalité）」早稲田法学八五巻三号（二〇一〇年）二一頁以下参照。